

国と機構は、入居者に責任を持つべきです

契約条件は守られるのでしょうか

高齢・障害・求職者雇用促進機構（機構）は、入札に当たり、①入居者のいる物件は10年間転売できない、②入居者の家賃などの賃貸条件は10年間変更できない、などを契約条件にしています。

厚労省の説明では、売却後も入居者からの苦情は機構が窓口になり、業者が契約条件を守るように監督するとしています。しかし、そんなことができるのでしょうか。二元の大家が、新しい大家を監督する」というようなことが本当に可能でしょうか。

入居者から、「耐震工事はどちらが行うのか」「定期契約者の入居継続は、これまでと同じように、保障されるのか」「足が悪くて下の階へ引越したい場合に、家賃や契約は変更しないままで、できるのか」など、さまざまな不安が出されています。

転居するといつて

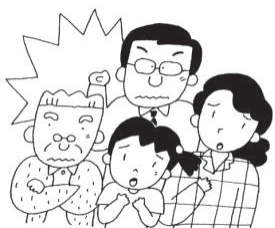
も、「コミュニティがなくなると心配する人は少なくありません。また、住宅の修繕や宮繕に加え、高

齢になり、エレベーターやスロープなどの設置を求める声もあります。

国と「機構」はこれまで同様に入居者に責任を持つべきです。

高齢者らに住居を保障する責任

住宅セーフティネット法は、住宅に困っている世帯や人に対して、「公的賃貸住宅の適切な供給の促進」をうたっています。「機構」は同法で対象とされる高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者世帯に対して安定居住を保障する責任があります。



日本
共産党

入居者とともに改善求める

日本共産党の近畿の各府県委員会は、「廃止の閣議決定」撤回とともに、「一方的な追

い出しはするな」「住環境の改善などを求め、国会議員とともに厚労省、「機構」と交渉を行

住環境の改善を進めてきました。

今年、兵庫県委員会が行った交渉では「主人がガン。ここを出るといふのは死ぬということ」（伊丹市）など居住者の痛切な声を示し、入居者が路頭に迷うことのない対策を求めました。

衆院で追及「住民追い出し許さぬ」

日本共産党の島津幸広衆議院議員（比例東海ブロック選出）は、今年初めに2度にわたり、国会質問で取り上げました。

島津議員は、繰り返し、「住民を強制的に追い出してはならない」「遅くとも2021年度までにすべての処理を完了するとした2007年の閣議決定を撤回すべき」と求めました。



日本共産党の滋賀湖南地区議員団の交渉（2012年2月10日、参院議員会館内）

の糞（ふん）害、雨漏りの修繕など